

## 高石市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

#### (1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

#### (回答)

有効求人倍率の低下や失業率の上昇など、厳しい雇用環境にあることを踏まえ、大阪府や大阪労働局等と連携を密にして、雇用の確保につなげてまいりたいと考えております。

#### (2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

#### (回答)

雇用状況の改善については、大阪府や大阪労働局等と連携を密にして取り組みを行ってまいりたいと考えております。

本市におきましては、高石市地域就労支援センターを設置し、若年者・高齢者・母子家庭の母・障害者等特に就労支援を必要としている人に対して、ハローワークをはじめとする様々な支援機関と連携を図りながらきめ細かく就労支援を行い、本市として一定の成果を上げております。今後もコーディネーターが核となり、きめ細やかな支援を続けてまいります。

また、住宅緊急特別措置事業を実施することにより、離職者の住宅及び就労機会の確保を図ってまいります。

#### (3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

#### (回答)

新たに施行された法令等の趣旨が徹底されるように、本市が発刊している「勤労者市民ニュー

ス」(勤労者及び事業主を対象にした労働に関する情報機関紙)などを活用し、周知を図ってまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体においては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

平成22・23年度の庁舎及び庁舎別館の清掃管理業務について、価格・技術・障害者雇用・環境について評価する総合評価入札を試行的に導入してまいります。今回実施する総合評価入札を精査し、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

連合大阪リビングウェイジ額の時間額870円の契約書・仕様書への記載は、今後研究してまいりたいと考えております。なお、労働基準法等関係法令の遵守については、契約先業者に文書を交付し注意喚起を行っております。

公契約条例については、今後研究してまいりたいと考えております。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

仕事と生活の調和に向けた取り組みは、子育て期・中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を築いていくために必要なものと考えておりますので、「勤労者市民ニュース」などを活用し、周知を図ってまいりたいと考えております。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

臨海地域産業活性化協議会を設立し、企業間ネットワーク強化などを推進しております。

また、地場企業との連携を深め、新たなビジネスチャンスの拡大や産業の活性化に向けた様々な取り組みを行ってまいります。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

本市においては「高石市企業立地等促進条例」を制定し、企業誘致を推進しております。

また、大阪府の投資促進補助金の要件の一つに本市における「企業立地等促進条例」の利用が見込まれることとされていることも踏まえ、今後とも府と連携を図りながら、なお一層有効な企業誘致施策となるよう検討してまいります。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

公共工事等が地域経済の活性化と密接な関係があることから、本市においては、従来、地元中小企業育成の観点に立ち官公需の地元中小企業への優先的発注を図ってきたところであり、今後とも受注機会の確保に努めてまいります。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

中小企業の振興や利益保護に向けて、下請二法などの内容を広報紙等で周知してまいります。

### 3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

平成20年2月に策定した「第4次財政健全化計画案」では、「財政健全化法の指標を基準値以内に収める」「土地開発公社の保有高を25%以上削減し、健全化を図る」などの目標を定め、その実現に向け取り組みを進めているところです。

今後も財政健全化を着実に進めるため、引き続き不断の見直しを行いながら、住民に対する情報公開に努めてまいりたいと考えております。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

財政健全化を進めるなかで、効率よい住民サービスなどが提供できるよう、官民協働による様々な方策を検討してまいりたいと考えております。

また、住民から意見をいただけるようパブリックコメントの実施や市民の声提案箱設置等を行っておりますが、今後も住民意見を積極的に取り入れながら効率よい行政システムの構築について研究してまいりたいと考えております。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

(回答)

平成21年7月に大阪府から示された「特例市並みの権限移譲に向けた基本的な考え方」を踏まえ、基礎自治体として自らの判断と責任で行政サービスを総合的に担うことは重要であるとの立場から権限移譲に向けた協議を行っておりますが、あくまでも本市の主体的な判断により権限移譲事務を選択しているところです。

移譲に際しては、行政サービスがどのように変化するのかを市民に周知するとともに、円滑に事務処理が行えるよう努めてまいります。

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について

て検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

本市においては、府と重複する事務事業は実施していないと認識しておりますが、財政健全化計画による事務事業の見直しを行うなかで検証を行い、税と行政運営の効率化に努めてまいります。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方財政は、過去の景気対策に伴う公債負担の増加や、「三位一体改革」期間における地方交付税の大幅な削減等、国の財政支出の動向により危機的事態に直面しております。このような状況のなかで本市におきましても、徹底した歳出削減と歳入の確保に努めながら、四次にわたる財政健全化に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、「三位一体改革」で行われた地方への税源移譲の財源の多くは国庫補助負担金の引き下げによるものであり、地方の自主性を拡大するという改革本来の理念・趣旨からみて極めて不十分であると認識しております。

今後とも、国に対して地方へのさらなる税源移譲と国庫補助負担金の一般財源化、地方交付税の安定的な財源確保等、地方財政基盤の充実・強化を強く要望していくとともに、大阪府に対しましても、国に対し強く働きかけられるよう引き続き要望してまいりたいと考えております。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

本市におきましては行政評価システムを導入しておりませんが、導入についての課題抽出や整理を行いながら本市において最良となる行政評価制度が導入できるよう研究してまいります。

## 4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば

府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

（回答）

本市は泉州二次医療圏に属しており、輪番制等により救急患者の入院医療を担当する二次救急医療体制等市町域を越える体制整備を進めるとともに、専門外来の受診を必要とする場合も原則としてサービスを提供できるように努めております。

また、小児初期救急の安定した体制を整備する必要性から、本圏域内に小児初期救急として一定の役割を担える体制を備えた「泉州北部小児初期救急広域診療所」を2007年11月に開設し、運営を行っているところです。

本市においても、休日診療（日曜・祝日・年末年始（内科・小児科・歯科））を高石市立診療センター内で実施しております。

救急医療の危機的状況を解消するため、慢性的な医師不足や救急の不採算性等を解消し、救急医療体制の整備や医師の養成・確保に取り組み、救急告示病院に対する財政的支援の拡充など、今後の国の動向や対策を大阪府の取り組みと合わせ市としても取り組んでいかなければならないと考えております。

(2)（福祉人材確保の強化）

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

（回答）

介護職員処遇改善交付金事業による介護職員の賃金改善をはじめ、介護保険サービス事業及びその他の福祉サービスに従事する職員の資質向上等を図るとともに、地域における雇用創出を目的とする緊急雇用創出基金事業等の情報提供を行うなど、福祉人材確保に取り組んでまいります。

(3)（利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充）

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

（回答）

障がい者の福祉サービスのニーズを把握し適切な支援を行っていくため、相談支援体制を充実させ、地域生活支援事業を含め障害福祉サービス制度が利用しやすい環境を整えてまいります。

また障害福祉サービスについては、利用しやすいサービス形態、利用者負担額の軽減等、利用

者にとって過重な負担とならないよう、国や府に対し障がい者の実情に合った法の整備について要望を行ってまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

メンタルヘルスについては、自殺予防への取り組みの一環として駅頭にて啓発等の取り組みを行っておりますが、平成22年度においては、自殺予防の啓発事業を予算化しより多くの啓発活動を展開し、メンタルヘルスの一助となるよう努めてまいります。

## 5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

子育て家庭支援として、保育所(8ヶ所)において午後7時まで保育を実施しているほか、民間保育所において午後9時までの延長保育を実施しています。平成23年度には民間活力による認定こども園を導入し、多様なニーズにより柔軟に対応してまいります。また、公立1ヶ所・私立1ヶ所の子育て支援センターについては、ボランティア団体等との連携を一層図りながら充実を図るとともに、PRにも努めてまいります。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

小学校への警備員配置については、事業を見直したうえでの継続を含め様々な代替策を検討し、

平成23年度以降も学校における子どもの安全・安心が損なわれることのないよう対策を講じてまいります。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

小学校1・2年生における35人学級編制は実施しているところであり、さらなる拡大については府に引き続き要望してまいります。

子どもの成長過程に応じたキャリア教育については、児童・生徒が勤労観・職業観を身に付け主体的に進路を選択・決定し、社会人・職業人として自立していくことができるためにも系統的に学習を行うことが必要であると考えております。本市としても、小・中学校の9年間を系統立てて、夢や希望をもって目標にすべき将来の生き方や生活を考えて、希望の進路を実現するために課題解決に取り組む力を育成できるように、小中連携や小小連携に取り組んでおります。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

大阪府の総合相談交付金を活用し、奨学金の活用や高校等の授業料減免や各種奨学金などを利用できるよう助言・継続相談等を行っております。今後も、情報提供にとどまらず教育相談や資金計画についての助言等具体的な内容についても充実を図っていきたいと考えております。

また、市の奨学金制度については現行制度を維持しながら、国に対しては給付型の奨学金制度や高校の実質無償化に向けた施策を実施するよう要望してまいります。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

平成20年度において、「高石市児童虐待防止連絡会」を発展改組し高石市要保護児童対策地域協議会を発足したところ。平成22年度においては、家庭児童相談の1名増員による体制強化に努めるとともに、関係機関との連携を深め取り組みを強化してまいります。



## (6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

## (回答)

配偶者や恋人からの暴力など女性に対する暴力は、その背景にある性差別意識や男女の社会的地位の格差をなくす必要があることを認識し、男女共同参画施策の推進に努めております。

本市では昨年11月に、多くの市民が配偶者や恋人からの暴力についての正しい認識を深めることを目的に、庁舎ロビーにて、「女性に対する暴力を防止する啓発パネル展示」を行ったところであり、平成22年度も同様に実施する予定です。

相談につきましては、人権相談事業や専門のフェミニストカウンセラーが配偶者からの暴力に悩む女性のカウンセリング等を行っております。相談窓口については、広報紙やホームページをはじめチラシやポスター等により広く市民へ周知しており、大阪府女性相談センター・配偶者暴力相談支援センター・所轄の警察署などの相談窓口についても、リーフレットの配布等、関係機関の協力を得ながら周知に努めております。

## (7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

## (回答)

本市においては平成18年度に「高石市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会実現のための諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、高石市男女共同参画推進本部を核として、本計画を推進してまいります。

## 6 . 環境・街づくり・平和人権施策

## (1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

## 【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

## (回答)

本市においては、「高石市地球温暖化防止実行計画」に基づき市の施設等の消費エネルギーや

使用燃料及び紙類の購入量等を調査し、その結果を職員に周知することにより、さらなる温室効果ガス排出量削減の実現、また意識の向上をめざすことに努めております。

なお、平成21年度の庁舎本館屋上への太陽光発電システムの導入に引き続き、平成22年度には、国の地域グリーンニューディール基金を活用し、庁舎本館の空調設備改修とソーラー街路灯設置を行う予定となっており、これにより大幅な二酸化炭素排出量削減及び省エネルギー効果が見込まれます。

また、市民及び市内事業所に対しては、大阪府関係機関と連携を図りながら、広報紙や環境月間等で幅広く温暖化防止啓発活動に努めてまいります。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

ごみの発生抑制及び可燃ごみ・資源ごみ・不燃ごみ等の分別収集に努め、平成20年度のごみのリサイクル率は14.1%となっております。今後とも、ごみの減量化・分別収集の徹底を進めリサイクル率の向上に努めてまいりますとともに、食品廃棄物の有効活用について府内市町村の動向等を踏まえて調査検討してまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

大規模災害時に備え、食糧の備蓄については適宜点検・整備を行っております。

地域住民参加型の訓練については、平成21年度から毎年小学校区を単位として避難訓練等を実施する計画をしており、昨年は直下型の地震発生に伴う被害を想定し、対象校区の自治会の参加のもと、避難訓練や初期消火訓練等を実施いたしました。また、自主防災組織を対象に毎年リーダー研修会として救急研修・救助訓練等を実施しており、平成21年度には防災研修として防災施設を見学いたしました。平成22年度におきましても、住民参加型訓練・防火研修に取り組んでまいります。

本市においては、19ヶ所の指定避難所・2ヶ所の津波緊急避難所を確保するとともに、協定により震災時及び津波時の一時避難所をそれぞれ1ヶ所確保しています。今後とも避難場所の確保や避難場所への誘導標識の整備に努めてまいります。

また、緊急医療体制の整備については、高石市医師会や災害時協力病院との連携に努め、海岸

の整備についても、大阪府・漁業協同組合・ブース所有企業等関係団体との連携に努めてまいります。

大規模災害時に備えての河川改修工事については、本市を流れる河川のうち処理能力において最も災害の危険性の高い芦田川において、現在大阪府が事業主体となり改修工事を行っているところであり、百年に一度の大雨にも対応し得る河川として平成24年度末完成を目標に工事が進められております。また、本工事の進捗に合わせて、芦田川がより安全で親しみやすい水辺空間として広く市民に利用していただけるよう「ふるさとの川整備事業」を平成26年度末完成を目標に実施してまいります。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

災害時の第2次避難所となっております市内各小中学校(全10校)の屋内運動場については、平成22年度中に耐震化工事が完了いたします。

耐震診断・改修補助制度については、安全安心なまちづくり施策の一環として、現行の耐震基準以前に建築された民間の木造住宅を対象として、耐震診断補助制度については平成19年8月より、また耐震改修補助制度については平成21年5月より実施しております。市内木造住宅のさらなる耐震化率向上を図るため、制度の適切な運用に努めてまいります。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団・夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

本年度は自治会・防犯関係団体を対象に防犯研修会を実施するとともに、保護者・地域・学校が連携して安全対策を推進していくため、情報収集や情報交換に向けた取り組みを進めてまいります。

また、地域の方やPTAが中心となった各校区の安全見まもり隊活動や教育委員会を中心とする青色回転灯パトロール車による市内巡回パトロール等を実施しております。

さらに、保護者・地域・学校が連携して安全対策を推進していくための情報交換や関係者の連携に向けて、各小学校区単位での連絡会・研修会の実施、及び市主催の合同研修会を実施しております。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

現在本市は財政健全化計画案の期間中ではありますが、普通建設事業の重点化として、南海本線連続立体交差事業を踏切問題の解消及び駅舎周辺のバリアフリー化も考慮した内容で推進するとともに、広域幹線道路と一体となった良好な市街地形成の骨格を構成する地域幹線道路として、都市計画道路2路線（南海中央線・新村北線）についても事業実施中です。

また、JR富木駅の駅舎等改良事業を実施し、同駅構内の連絡地下道の自由通路化と西口改札の新設により、踏切通行者の安全性と鉄道利用者に対してのバリアフリー化を進めてまいります。

今後も、バリアフリー化や道路整備等に十分配慮したまちづくりへ取り組み、市民の安全・安心確保のためのまちづくりの強化に努めてまいります。

公共交通機関利用促進の市民への啓発については、広報紙等における「ノーマイカーデー」や「アイドリングストップ」等への啓発を充実させるとともに、大阪府等関係機関と連携を図りながら環境月間・街頭キャンペーン等での幅広い啓発活動に努めてまいります。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

様々な人権侵害事象が発覚し大きな社会問題となっている現状において、本市では市長を本部長とする「同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求推進本部」を設置するとともに、高石市人権協会長を委員長とする「同和問題（部落解放）・人権政策確立要求高石実行委員会」を設置し、人権擁護の確立をはじめ人権啓発・人権教育への取り組みなど、今日まで様々な人権政策を展開してまいりました。

このような状況のなかで、人権侵害救済法（仮称）の制定実現につきましては、2002年当時、国で審議中の人権擁護法案の早期成立を求める要望書を内閣総理大臣に提出したのをはじめ、昨年には人権侵害救済法（仮称）の早期制定をめざし多くの団体・個人署名を国に提出しておりま

す。

また今日まで数度に亘り本市議会に対して、実行委員長名で「人権侵害の救済による関する法律の早期制定を求める意見書」を提出してまいりました。

今後とも、引き続き市議会へ意見書を提出していくとともに、大阪府・各市町村及び市長会ならびに同和問題（部落解放）・人権政策確立要求大阪実行委員会と連携を図りながら、人権侵害救済法（仮称）の早期制定に向け、国へ働きかけてまいるとともに、大阪府及び各市町村と連携して様々な人権啓発活動も引き続き強化してまいります。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市においても、世界恒久平和・核兵器廃絶を訴えるため昭和59年9月議会において「非核平和都市宣言」を行うとともに、非核平和都市宣言を実施した全国の自治体で組織する「日本非核宣言自治体協議会」にも加盟し、地球規模での核兵器の廃絶と戦争のない世界の構築に努めているところです。

また、非核平和施策の一環といたしまして7月下旬から8月上旬に「非核平和展」を開催するとともに、平和を祈念した懸垂幕の掲示、広報紙・市庁舎内アナウンスによる黙とうの呼びかけと実施、また、市民への非核平和関連ビデオ・図書の貸し出し、あるいは市民団体の平和行進などに対する激励・メッセージの手交を行い、平和関係機関との連携を深めてまいりました。

今後ともこのような事業の取り組みをより一層拡充するとともに、地域に根ざした様々な平和啓発活動を積極的に推進し、世界恒久平和の実現に向けより一層努力してまいります。

## 7. 独自要請

(臨海部のごみ及び植栽について)

例年要望している臨海部の植栽管理の徹底について、計画的な剪定作業を望む。植栽の成長により交通障害となる箇所もあり、またごみの不法投棄の温床となっている現状からも、計画的な管理が必要である。

(回答)

臨海部の植栽については、本年度においても鋭意剪定作業を進めているところでございますが、交通障害や不法投棄の温床となるような箇所を重点に進めてまいります。

臨海部のごみの不法投棄対策としては、大阪府鳳土木事務所と市が連携したなかでごみの不法投棄やポイ捨て防止対策事業を実施し、また不法投棄された物件の処理については毎月1回定期的に行っております。

今後も、ごみの不法投棄の温床とならないよう計画的な管理を行ってまいります。